

総務文教常任委員会

平成28年6月17日(金)午前10時～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- (1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
<説明～質疑>
- (2) 第2号議案 亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

生涯学習部

- (1) 第3号議案 亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

総務部

- (1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
<説明～質疑>
- (2) 報告第2号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

教育部

- (1) 第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
<説明～質疑>
- (2) 報告第3号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書

6 行政報告

- (1) 亀岡市公共施設等総合管理計画素案の概要について（会計管理室）

7 その他

- ・ 第 3 0 回人権啓発京都府集会への参加について
- ・ 議会だよりの内容について（審査内容・視察報告）
- ・ 行政視察のまとめについて
- ・ 議会報告会の意見対応について
- ・ 次回の日程、内容について

総務文教常任委員会資料

「亀岡市税条例等の一部を
改正する条例案」資料

平成28年6月

【総務部税務課】

「亀岡市税条例等の一部を改正する条例案」資料

1 法人市民税の法人税割の税率引下げ

【趣旨】

消費税率（国・地方）10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化する。

(1) 法人住民税の法人税割の税率引下げ（府市合わせて5.9%引下げ）

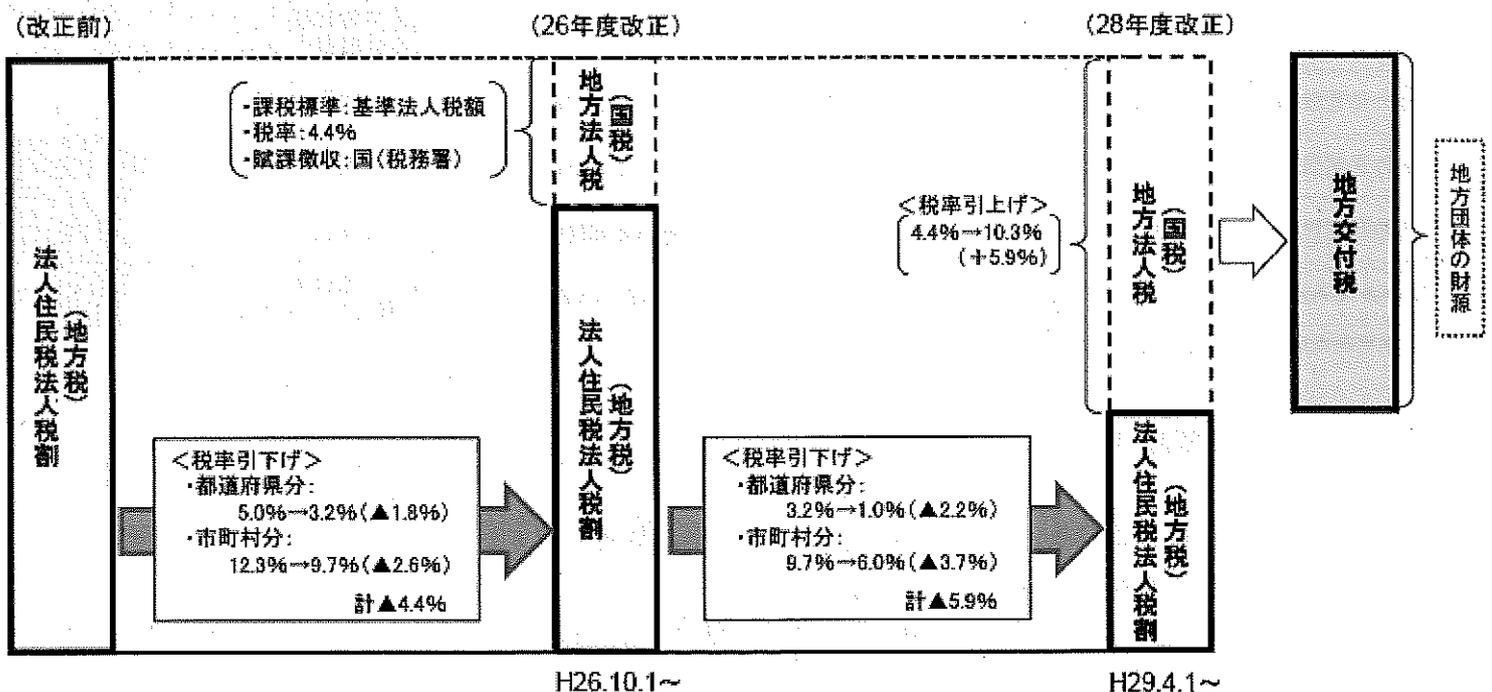
	改正前（現行）		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

※ 本市は、府内ほとんどの都市同様、従前より制限税率採用。

(2) 地方法人税（国税）の税率引上げ（国5.9%引上げ）

	改正前（現行）	改正後
地方法人税	4.4%	10.3%

(3) 交付税原資増加の経過（標準税率の場合）



2 再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例

平成28年度税制改正により、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例の対象となる資産と特例割合が以下のとおり変更となります。

[変更点]

- ① 太陽光発電設備については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が、特例の対象となる資産から除外され、固定価格買取制度の対象外の発電設備（再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているものに限ります）が対象となります。
- ② 水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備については、特例割合が変更になります。

【特例に係る取得時期】 平成28年4月1日～平成30年3月31日

【特例に係る適用期間】 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分

【特例対象資産と特例率の変更比較表】

(改正前)

(改正後、特例率は参酌率)

特例対象資産		特例率		特例対象資産		特例率
太陽光発電設備	認定発電設備	2/3	⇒ 対象設備の変更	太陽光発電設備	認定発電設備	—
	認定発電設備 対象外設備	—			認定発電設備 対象外設備 +再生可能エネルギー事 業者支援事業費補助金	2/3
					認定発電設備 対象外設備	—
風力発電設備	認定発電設備	2/3		風力発電設備	認定発電設備	2/3
水力発電設備	認定発電設備	2/3	⇒ 特例率の変更	水力発電設備	認定発電設備	1/2
地熱発電設備	認定発電設備	2/3		地熱発電設備	認定発電設備	1/2
バイオマス発電設備	認定発電設備	2/3		バイオマス発電設備	認定発電設備 (発電出力2万kW未満)	1/2

※住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く

※ 認定発電設備とは

経済産業省による「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備)

3 軽自動車税への環境性能割の導入

環境性能割導入後の自動車税・軽自動車税の法体系

○都道府県税

自動車税

- ・環境性能割
- ・種別割 (←改正前の自動車税)

○市町村税

軽自動車税

- ・環境性能割

軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収

- ・種別割 (←改正前の自動車税)

○自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について

税率		対象車
自家用	営業用	
非課税	非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制(注1)からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)
		★★★★(注2)かつH32燃費基準+10%達成車
1.0%	0.5%	★★★★かつH32燃費基準達成車
2.0%	1.0%	★★★★かつH27燃費基準+10%達成車
	2.0%	上記以外の車

(注1) ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

(注2) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成車

○環境性能割については、新車・中古車を問わず対象とする。

新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。

○免税点は、50万円。(現行の自動車取得税と同様。現在中古車の約9割が非課税)

4 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長

平成28年4月～平成29年3月に新規取得した三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

【平成28年4月1日課税の基準：市ホームページ】

車種区分		税率(年額)				
		標準税率	25%軽減対象車	50%軽減対象車	75%軽減対象車	
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までの登録車	【乗用】 平成32年度燃費基準達成車 【貨物】 平成27年度燃費基準+15%達成車	【乗用】 平成32年度燃費基準+20%達成車 【貨物】 平成27年度燃費基準+35%達成車	電気自動車 天然ガス自動車	
三輪		3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
四輪	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円

※ガソリン車・ハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%以上の低減達成車に限ります。

※電気自動車・天然ガス自動車については、平成21年排出ガス基準10%以上の低減達成車に限ります。

※環境性能については、自動車検査証の備考欄に記載があります。

平成28年4月1日課税時の軽課車両数（平成27年4月～平成28年3月取得車両）

三・四輪の全軽自動車数 29,364台

(ア) 軽課75%車数 1台

(イ) 軽課50%車数 1,098台

(ウ) 軽課25%車数 1,090台

5 セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

【税制改正大綱抜粋】

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が88,000円を超える場合には、88,000円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

（注1）上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。

- ① 特定健康診査
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

（注2）上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。

（注3）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

【現行の医療費控除の対象金額】

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

医療費控除額＝(実際に支払った医療費の合計額－(1)の金額)－(2)の金額

- (1) 保険金などで補てんされる金額
- (2) 10万円

(注)その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

平成28年6月市議会定例会
総務文教常任委員会

－ 提出資料 －

- 亀岡市公共施設等総合管理計画 素案の概要

会計管理室

亀岡市公共施設等総合管理計画 素案の概要

会計管理室 財産管理課

1 計画の目的

公共施設の計画的な維持修繕による長寿命化や施設保有総量の最適化など、市が保有する公共施設を最適に維持管理し、有効活用を図ることで、適切な行政サービスの提供と安定した財政運営を両立させるための取り組みを推進する基本的な考え方や推進体制などについて定める。

2 計画の位置付け

「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」に基づく計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）における「公共施設等総合管理計画」として位置付ける。

3 計画の期間

平成28年度から平成57年度までの30年間

4 計画の対象施設分類

(1) 建築物施設

- ① 庁舎系施設
- ② 教育施設
- ③ 子育て支援施設
- ④ 社会教育施設
- ⑤ 産業施設
- ⑥ 医療・保健・福祉施設
- ⑦ スポーツ・レクリエーション施設
- ⑧ 住宅施設
- ⑨ その他施設

(2) インフラ施設

- ① 道路
- ② 橋梁
- ③ 水道
- ④ 下水道
- ⑤ 公園等
- ⑥ その他

5 計画の構成

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 公共施設等の現況と課題
- (3) 市民意向の把握
- (4) 公共施設マネジメントの目標
- (5) 公共施設等の管理に関する基本方針
- (6) 類型ごとの管理に関する基本方針
- (7) 今後の推進に関する基本方針（※ 別紙参照）

6 計画策定の経過等

平成 27 年 9 月 亀岡市公共施設に関する市民アンケート調査

10 月 第 1 回亀岡市公共施設等総合管理計画策定委員会

11 月 第 2 回亀岡市公共施設等総合管理計画策定委員会

12 月 亀岡市公共施設等総合管理計画策定委員会 検討部会

平成 28 年 2 月 第 3 回亀岡市公共施設等総合管理計画策定委員会

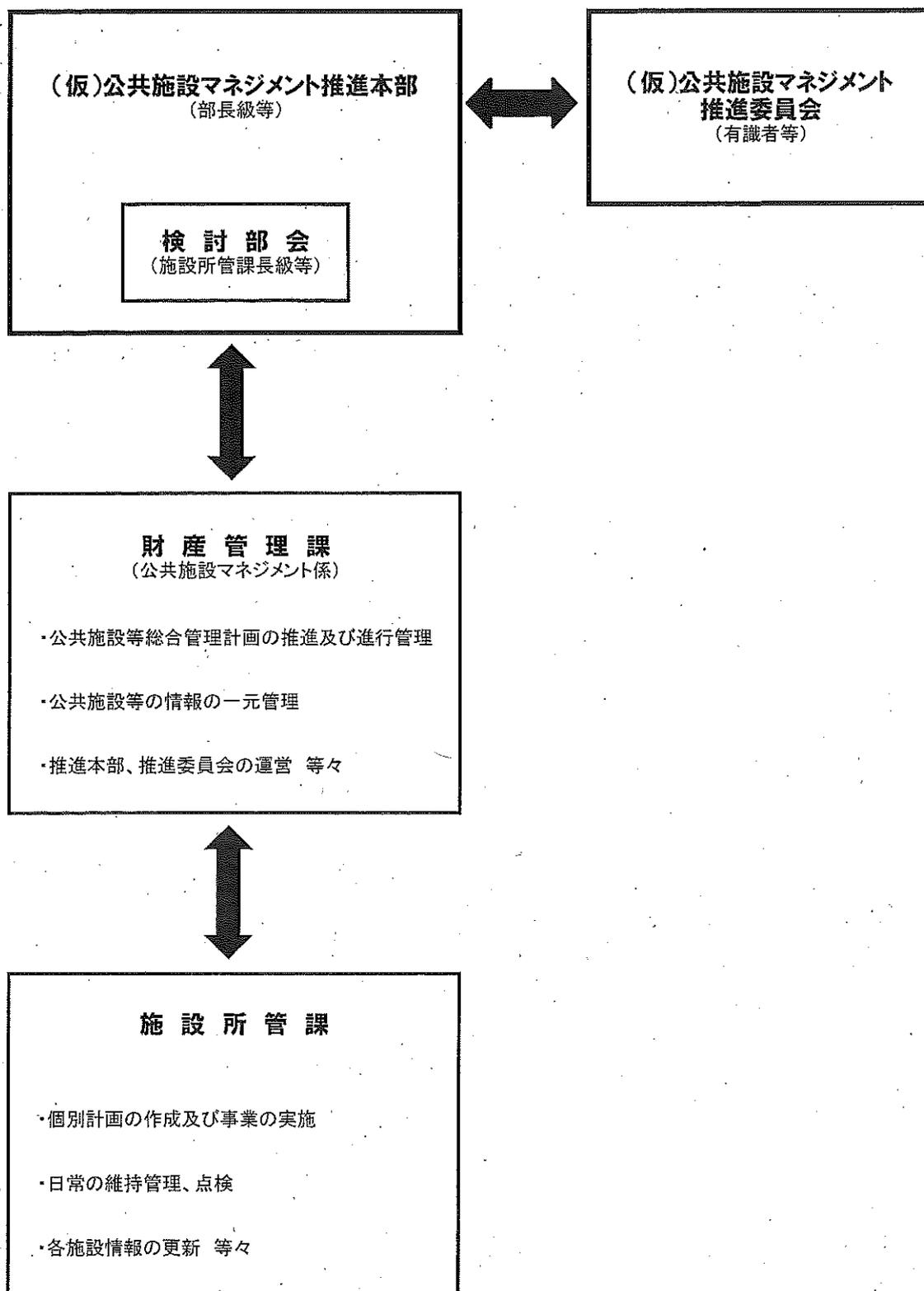
6 月 総務文教常任委員会 計画素案説明

7 月 パブリックコメント制度による意見募集

(平成 28 年 7 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日)

9 月 パブリックコメント概要及び市の考え方公表
亀岡市公共施設等総合管理計画策定

亀岡市公共施設等総合管理計画推進体制(案)



視察先	新潟県糸魚川市（平成28年5月11日（水）） （人口：45,404人、面積：746.24km ² ）
調査項目	（1）子ども一貫教育について （2）新教育委員会制度への移行について
視察の目的	<p>（1）子ども一貫教育について</p> <p>糸魚川市では、0歳から18歳までの成長に応じ、家庭・園・学校・地域が果たすべき役割を確認し、相互に交流・連携を図って、ひとみかがやく日本一の子どもを育てる子ども一貫教育を実施されており、その先進的な取り組みを学ぶこととする。</p> <p><具体的な取り組み例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こども課」を創設し、乳幼児を含めた子どもの育ちに関わる部署を教育委員会に一本化。 ・「早寝・早起き・おいしい朝ごはん」等生活リズム改善運動。 ・ジオパーク学習 <p>（2）新教育委員会制度への移行について</p> <p>糸魚川市では、平成28年1月1日から新教育委員会制度に移行されており、現状等について教示願うこととする。</p>
施策等の概要	<p>（1）子ども一貫教育について</p> <p><糸魚川市子ども一貫教育基本計画策定の経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育をめぐる課題として、社会経済の急速な変化が背景となり、少子高齢化社会や高度情報化社会が一層進行していくことで、市民生活の様相が急速に変容し、結果として、子どもを取り巻く教育環境を悪化させていくことを懸念する中で、この課題解決のため、市発展の原動力は未来を担うひとの育成にあるとの考え方に立ち、市民総ぐるみでの「子どもをはぐくむ活動」を提唱し、「明日を担うひとづくり」を掲げて、教育施策の充実に努めてこられた。 ・更なる教育施策の充実を目指し、平成21年度に「0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」を策定し、糸魚川市の子ども一貫教育の理念と方向を示す。 ・平成22年度には、一貫教育の推進のための庁内機構改革を行い、子育て・教育に関する行政窓口を一本化する「こど

も課」を教育委員会に設置し、子どもの発達段階に応じた、とぎれのない支援を実施できるよう、一貫教育の推進体制を整える。

・「子ども一貫教育基本計画」は、このような糸魚川市の教育改革の一環として策定されたものであり、「一貫教育方針」を具体化し、実践へとつなぐものとして、糸魚川市民総ぐるみで取り組む教育活動の具体的なねらいと実践内容（例）が示されている。

<基本的な考え方>

・子どもの成長はとぎれることなく絶えず続いており、子どもの発達過程には一定の特性が認められる。そういった子どもの発達過程の特性を共通認識し、発達段階に応じた適切な指導や支援を継続して行うことで、子どもの健全な成長を図ることができると考えている。

・「一貫教育方針」は、このような考え方を基に糸魚川市の教育の基本理念を示したものであり、「基本計画」はその理念を具体化し、家庭、園、学校、地域が共通のねらいをもって取り組む実践例を示したものとなっている。

(一貫教育方針の3つの柱)

健やかな体の育成

豊かな心の育成

確かな学力の育成

<成果>

- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携が着実に進んでいる。
- ・早寝、早起き、おいしい朝ごはん運動が定着してきている。
- ・学校生活を楽しく送っている子どもが多い。
- ・地域の行事に参加する子どもの割合が全国平均よりも高い。

<課題>

- ・基礎学力の定着を目指して、学校、家庭がさらに連携する必要がある。
- ・いじめ、不登校の対策に一層力を注ぐ必要がある。
- ・子ども一貫教育について、市民への説明が十分とは言えない。
- ・高校との連携の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と家庭・地域との連携 <p>(2) 新教育委員会制度への移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員長と教育長を一本化した「(新)教育長」の設置 教育行政の責任体制の明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として「(新)教育長」を設置。 教育長と教育委員は、市長が議会の同意を得て任命。 ・市長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有しながら教育行政を推進するため、「総合教育会議」を設置。 ・教育に関する「大綱」を市長が策定 教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定める「糸魚川市教育大綱」を総合教育会議で協議・調整し、今年3月末に策定、公表。 ・教育委員によるチェック機能の強化と会議の透明化 教育委員定数の1/3以上からの会議の招集の請求、教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告義務、会議の議事録の作成・公表などが規定される。 ・新制度における教育委員会 「糸魚川市教育大綱」に基づき、市長部局と教育委員会が、教育の課題や目指す方向を共有し、一体となって教育行政を推進する。 教育委員会として、自主性、即時性を持ち、政治的中立性を確保した教育行政の運営に努める。
<p>考察</p>	<p>(現状や事業効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市2町の合併によって発足した市であり、市域面積は本市の3倍となっている。 ・「自己肯定感の育成」が教育の重要な柱の一つとなっており、重要な視点であると考える。 ・学校規模適正化について、市としての指針は定められておらず、保護者や地域の声を大切にして、それに基づいているということであったが、そういう立場は大いに評価できる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費も高校まで無料であり、学校給食については、一部、センター方式を除いては、自校給食をされているなど、ベースとなる子育て、教育の施策がしっかりしていた。 ・子ども一貫教育として、機構改変を行い、各中学校区において、どのような子どもを育てるのかという話を、教職員と行政が一緒になって真剣にされているところが素晴らしいと感じた。機構だけ作って中身が進まないというところも多くあるように思う。 <p>(本市に導入できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一貫教育として、「こども課」を設置し、教育委員会で担当部署が一本化されていたが、子どもを育てる環境としてはよいことであると思うので、本市においても導入を検討すべきである。 ・教育委員会に一本化することの是非は検討する必要があるが、体系的にまとめ、共通認識にする必要がある。 ・亀岡市でも、「亀岡学」「ふるさと学習」を行っているが、名前だけにならないように、きっちりと行い、亀岡のよさを発信して取り組んでいくべきである。 ・早寝・早起き・おいしい朝ごはん運動の実践により、効果が出ており、亀岡市でも取り入れていくべきである。 ・地域に根ざした教育を行うという部分の中で、本市では、石田梅岩の教育もあるのであり、もっと地元根付かせる環境づくりが大切である。 <p>(本市に導入した場合の課題)</p> <p>(今後の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市としてどういう子育て、教育をしていくのかという点での共通認識を図っていくことが必要である。 ・糸魚川市では、子ども一貫教育について、まだまだ、地域・家庭への周知が不十分であるといわれていたが、今後、地域・家庭をどのように巻き込んでいくのかが課題であると感じた。 ・子ども一貫教育の取り組みにかかわらず、いじめ、不登校が結構あるということであり、今後の課題となっている。
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・フォッサマグナ、ジオパーク等、地域資源を大事にしていこうという姿勢が出ており、地域に愛着や関心を持つように徹

	<p>底されていた。</p> <ul style="list-style-type: none">・「糸魚川ジオ学」「夢を育てる」等の特色ある教育活動を通して、市民総ぐるみで子どもを育てていこうという思いがすごく伝わってきて感心した。・子育てといえば、財政的、金銭的なことが頭に浮かぶが、糸魚川ではハートの部分、心の教育をきっちりとされており、そのことが素晴らしい大人を育てるための教育であると感じた。・行政の制度と、安心して子育てができる市民の願いが一致するように、方向性を探ってもらいたい。・教育だけでなく、子育ての部分、福祉の部分もしっかり見ていくべきである。今後、このことをテーマとしていくのであれば、環境厚生常任委員会との連携も含めて、委員会の中で検討すべきである。
--	---

視察先	新潟県長岡市（平成28年5月12日（木）） （人口：277,623人、面積：891.06km ² ）
調査項目	（1）中越大震災の教訓を生かした防災体制の強化について （2）防災センターについて
視察の目的	<p>（1）中越大震災の教訓を生かした防災体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で自然災害が多発している状況の中で、予期せぬ事態に迅速に対応できる体制の整備・充実が求められている。特に、地震については、過日の「熊本地震」のように、何時、何処で発生するか予測がつかない状況にあることから、常に想定し、備えておかなければならない。 ・長岡市においては、平成16年に発生した中越大震災の教訓等を生かして、防災体制の強化に努められており、「日本一災害に強いまち」を目指す、先進的な取り組みについて学ぶこととする。 <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・度重なる災害から得た教訓・ノウハウの蓄積。 ・今後の防災体制強化の道しるべとして「長岡市防災体制強化の指針」を作成。この指針をもとに具体的な事業を実施。 ・河川監視カメラ等、各種システムを取り入れた災害対策本部会議室。 <p>（2）ながおか市民防災センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災学習・防災研修施設である、防災センターの現地視察を行う。
施策等の概要	<p>（1）中越大震災の教訓を生かした防災体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年に発生した中越大震災の教訓等を生かして、防災体制の強化に努められており、平成18年に、道路や河川などインフラの整備と、市民力・地域力を最大限に生かした防災への取り組みによる、日本一災害に強い都市の実現を目指して、「長岡市防災体制強化の指針」を作成。 <p><防災体制強化の指針「5つの柱」></p> <ol style="list-style-type: none"> 1．災害予防と減災対策 2．地域防災力の強化 3．災害情報伝達体制の整備 4．応急対策と避難環境の整備

5. 災害対策本部機能の強化

< 防災体制強化の指針に基づく具体的な取り組み >

1. 地域防災計画の見直し
2. 各種災害対応マニュアルの作成
3. 市民向け防災パンフレットの作成
4. 災害情報伝達体制の整備
5. 避難所環境の整備
6. 中越市民防災安全大学の開講

(2) ながおか市民防災センターについて

・長岡オリジナルの「子育ての駅」と「市民防災」の拠点機能が融合した全国初の施設。

< 「子育ての駅」 >

- ・保育士が常駐しているので、いつでも子育てに関する相談をすることができる。
- ・防災キャラクターと一緒に、防災について楽しく学ぶことができる。
- ・屋根付き広場には、2階から滑り降りる約24mのローラーライダーと砂場も設置。雨や雪の日でも、子どもたちと思いっきり遊べる。

< 「市民防災」の拠点機能 >

- ・屋根付き広場は、災害時には緊急物資の一時集積所として活用。
- ・災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの活動拠点、支援拠点となる。

隣接する長岡市民防災公園は、平常時はフリーマーケットや様々なイベントが開催されているが、災害時には避難場所としてのニーズに応じて、多様な利用ができる自由度の高い空間となる。

緊急ヘリポートとしての活用

公園内に埋設された、飲料水兼用大型貯水槽の水は普段から循環している飲用可能なきれいな水で、災害時、1人1日当たり3リットル使用する場合、1万1千人が3日間生活可能となる。

非常用トイレの設備は、下水道直結式(14基)、貯留式

	<p>(10基)あり、災害時にはテント等で覆ってトイレとして利用する。 テントは市民防災センター内に備蓄してある。</p>
<p>考察</p>	<p>(現状や事業効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中越地震等で大きな被害を受けられたこともあり、防災センターも含めて、防災の拠点機能が充実し、災害対策本部の機能も強化されていた。 ・災害時に個人で対応する部分と、行政が対応する部分が明確にされていた。 ・民間企業も含めて80近い災害支援協定が結ばれており、物資の調達やライフラインの早期回復、確保の自信を感じた。 ・防災FMラジオに行政の中から割り込みができるという、斬新で思い切ったことをされていた。また、ラジオを無償で1万台、自治会役員等に配布し、一時に多くの情報を多くの人々に流せるように対応されていた。 ・個人からの支援物資を受け入れないということであり、受け入れた後の手間暇で善意が生かされないことになることから、そのようにされていた。 ・民間の活用ということで、仮設トイレ、段ボールでできたベット、授乳室等、必要なものを必要なところへ運ぶことは行政の力だけではできない。職員と民間の方がセットで動くようにしなければならないということであった。 ・防災センターは、「子育ての駅」と「市民防災の拠点機能」が融合した施設で、「子育ての駅」には平時には保育士が常駐し、災害時には防災備蓄がされるということであった。平時と防災時の役割が明確化されている点が、必要性の高い施設であるといえる。 <p>(本市に導入できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市でも多くの都市と災害協定が結ばれていると思うが、身近な自治体だけでなく、遠隔地で少し離れたところの自治体とも協定を結ぶべきと考える。 ・わが家が避難所という基本的な考え方を市民に徹底されているのは素晴らしいことであり、本市においても、耐震化改修補助金の一層の周知により、住宅の耐震化をさらに進めていく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中越地震での反省により、防災センターなどの施設ができたのかと思う。本市とは、人口規模、財政的な面での違いはあるが、水の備蓄、仮設トイレ等、参考にすべきことが多かった。災害が起こってからでなく、事前に気のつくことから準備をしていくことが重要である。 ・避難所で、体育館にスロープをつけること、水洗トイレ、ガス機器が自由に使える等の細やかな配慮がされており、それは経験から生み出された知恵であるので、亀岡市でも学ぶべきである。 <p>(本市に導入した場合の課題)</p> <p>(今後の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所も被災するし、職員も被災するのであり、そういった事態に備えて、災害支援協定をできるだけ多くの都市と結んでおくべきと考える。
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センターのような施設を担保しないと、災害への対応は難しい状況であると思うし、そういう意味では参考となった。 ・長岡市では食料や飲料水の備蓄はせず、被災した最初の2～3日はわが家が避難所ということを含言葉にされていた。住宅の耐震化と防災意識と実際の備蓄品など、物心両面でわが家で用意してもらうことの発信がされており、自分の今までの防災における発想とは違っていた。 ・防災安全大学できっちりとしたノウハウを身に付けてもらおうとされていたので、その精神、心構えというのは非常に参考になった。 ・地震、豪雨、豪雪の3つの災害を何回も経験されていることが、防災計画の中に蓄積されていると感じた。 ・亀岡市では大きな災害はないだろうという思い込みがあるように思うが、命には代えられないので、最低限のことはきちり対応しておくべきである。 ・実際に災害を経験されたところの話は参考になった。本市ではボランティアセンターは社協にあるが、社協以外にも民間、NPO等でいざという時に、災害支援に行ける、また、受け入れるというところの実践を学ぶ機会があればと思う。 ・「子育ての駅」は何箇所あるか聞いていないが、もし1箇所

	<p>であれば、長岡市は亀岡市の3～4倍の面積なので、市民に有効に活用されていないのではないかという感じをもった。</p>
--	---

視察先	新潟県妙高市（平成28年5月13日（金）） （人口：34,227人、面積：445.63km ² ）
調査項目	（1）妙高型コミュニティ・スクール事業について （2）小規模特認校制度について
視察の目的	<p>（1）妙高型コミュニティ・スクール事業について</p> <p>妙高市では、地域とともにある学校を目指して、地域の特色を生かす中で、学校や保護者、地域の団体・組織、認定こども園、保育園、その他地域内の関連施設などとの協働によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入、及び推進が図られており、その先進的な取り組みを学ぶこととする。</p> <p><取り組み状況></p> <p>平成27年度からは新井中央小学校で、平成28年度からは斐太北小学校、新井北小学校で、それぞれ導入され、その他の学校でも、導入に向けた検討が行われている。</p> <p>（2）小規模特認校制度について</p> <p>妙高市では、新井南小学校において、市内全域からの就学を認める「小規模特認校制度」を実施され、豊かな自然の中で少人数という特性を生かした教育に取り組まれている。</p> <p>一方、本市においては、学校規模適正化基本方針に基づき、今後、各学校ブロック・地域において統廃合等の協議・調整が進められようとしている状況にある中で、その取り組みを学ぶこととする。</p> <p><新井南小学校の特色ある教育活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模を生かした教育活動を行う。 ・豊かな自然体験や地域の方との触れ合いを大切にして、心豊かな児童を育てる。 ・外国語活動を充実させる。 ・恵まれた学習環境で学校生活を送る。
施策等の概要	<p>（1）妙高型コミュニティ・スクール事業について</p> <p>・妙高市では、新井中央小学校でモデル的に実施してきた新井中央小学校区コミュニティ・スクールを基礎に、学校と地域が連携して子どもを育てる取り組み（学校支援）に加えて、地域住民が学校運営への参画や学校評価を継続的・発展的に</p>

実施していく仕組みを、「妙高型コミュニティ・スクール」として整え、地域に信頼され、地域とともに歩む、特色ある学校づくりを創造している。

< 妙高型コミュニティ・スクール >

地域住民が気兼ねなく学校に足を運び、子どもたちと関わったり、支援したり、学校運営の日常の教育活動について話し合ったりするなど、「こんな子どもに育てたい」という思いを共有して、一体となって子どもを育てる仕組みを持った地域とともにある学校をいう。

< 学校運営協議会 >

地域住民と学校が、目指す子ども像(将来あるべき姿)や、そんな子どもを育成するための学校の重点目標、取り組みの評価と修正等について、年間3回程度の「熟議」等の話し合いを行う。

< 学校運営協議会の構成 >

学校支援ボランティアの代表

地域住民代表者(自治会等)

子縁人材コーディネーター

子どもの健全育成に関わる方々(民生委員、育成会等)他

< 妙高型コミュニティ・スクールによる変化 >

学校

- ・地域住民に信頼される学校
- ・地域に開かれた学校
- ・特徴的で質の高い教育を推進する学校

地域社会

- ・活力ある地域社会
- ・教育力の高い地域社会
- ・あたたかな地域社会

子ども

- ・こころ豊かで元気な子ども
- ・地域の中で生きる喜びを感じる子ども
- ・社会で生きる力を高める子ども

(2) 小規模特認校制度について

新井南小学校で、市内全域からの就学を認める“小学校小規模特認校”を実施。

	<p>新井南小学校は、7つの小学校を統合した、地域の教育コミュニティの中心となっている。</p> <p>平成28年度の応募児童は0人であったが、今後も外部への発信等、積極的に取り組んでいくとのことであった。</p> <p>< 特色ある教育活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模を生かした教育活動を行う。 きめ細やかな学習指導 児童の活躍の場の保障 ・ 豊かな自然体験や地域の方との触れ合いを大切にして、心豊かな児童を育てる。 動物、植物、人とのかかわりを大切にした総合学習の実施 季節の木の実、自然の材料、地域の伝統工芸などを用いて、地域の指導者による作品作り ・ 外国語活動を充実させる。 小学校1年から各学年に応じたカリキュラムに沿った外国語活動の実施 歌、挨拶、会話など初歩的な外国語活動を行い、コミュニケーション能力を高める ・ 恵まれた学習環境で学校生活を送る。 保育園、小学校の併設校舎、また、玄関が地域交流スペースとなっているため、園児から地域のお年寄りまで、様々な年代の方とかかわりながら、学校生活を送ることができる 妙高産産地認証杉を利用した机、椅子を始め、木を用いた校舎や備品が多く、木の温もりを感じることのできる環境となっている。
<p>考察</p>	<p>(現状や事業効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模特認校制度については、小規模校の問題解決のために取り組んだものではなくて、とりあえずやってみて、ダメなら合併、統合していくという形に持っていく、その前段階ということであった。 ・ コミュニティ・スクール事業は、学校の問題・課題を市民と解決していくという意識があったが、妙高市では学校支援地域事業の延長線上の発展したものという感じを受けた。 ・ 学校、子ども、教職員やその他いろんな人の負担とならない

	<p>ようにして、地域の人材、よさを活かして開かれた学校にするために、うまくやろうとされているのを感じた。</p> <p>(本市に導入できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校制度について、妙高市では行政が形だけでも取り組んで行こうとされており、本市においても、これから学校規模適正化について地元の説明に入った時に、この制度を地域の人にしっかり説明していただき、小規模校を解消していく方法として、前向きに進めていただきたい。 <p>(本市に導入した場合の課題)</p> <p>(今後の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地に通学する子どもに対する対策等の問題も真剣に考えていく必要がある。 ・学校規模適正化については、最初から統廃合ありきでなく、小規模特認校制度等、近隣自治体の事例も参考にしながら、議会として冷静な目で見守っていく必要がある。 ・小規模特認校制度については、残念ながら平成28年度は応募がなかったが、行政から住民に対するアピールが大事だと感じた。
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方がその取り組みに理解をしていただかなければ、コミュニティ・スクールとして成り立たないと言っておられたように思うが、意識的にみんなで作っていかうという気迫が高まらないと取り組めない事業だと感じた。 ・妙高市では、小規模特認校制度を実質的に行政が主導して実施されていたが、今後、学校規模適正化を進めるにあたっては、住民の理解を得るためにも、小規模特認校制度を導入し、そこで努力して、結果としてだめな場合は統廃合も必要になってくると思う。 ・地域の力を借りて学校をよくしていく、そのために行政も情報を提供し、地域と一緒に学校をよくしていくという立場で進めることは大事だと思う。 ・亀岡ではすでに、コミュニティ・スクールに似たようなもので、下から積み上げた同じような取り組みが、各学校でされているので、それを整理してみればおもしろいものが出てくるように思う。 ・コミュニティ・スクールに関しては、地域が支える学校にな

	<p>らなければならないし、地域にもっと関心をもってもらい、地域の学校という意識づけが大事であると感じた。</p>
--	---

常任委員会行政視察に係る市議会だより原稿（案）

糸魚川市では、生活リズム改善を目的とした「早寝、早起き、おいしい朝ごはん運動」などの特色ある子ども一貫教育と、子育て・教育に関する行政窓口を「こども課」として一本化した、その推進体制などを学びました。

長岡市では、平成16年の中越大震災をはじめ、水害、雪害などの度重なる災害から得た教訓を活かし、日本一災害に強い都市の実現を目指した、防災への取り組みを学びました。

妙高市では、「妙高型コミュニティ・スクール」として、地域に信頼され、地域とともに歩む学校づくりなどを学びました。

今後、本市の現状を踏まえ、さらなる施策充実につなげていきたいと思いをします。

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	回調査
1	アユモドキは天然記念物であり、現状変更等には文化庁長官の許可が必要である。執行機関は軽微な変更であるため不要であると回答していたようだが、議会としてそのことをチェックしたのか。		総務文教 環境厚生 産業建設			
2	京都・亀岡保津川公園の管理費は毎年必要である。市税は実質的に使わないで欲しい。地域振興と言うのであれば、管理費を上回る税収がなければ地域振興にはならない。また、亀岡駅北地区においても同様であり、京都府の補助があっても、土地に関する固定資産税等は入らず、亀岡市の税金で埋めることになる。管理費を考えないと亀岡市財政は破綻に近づく。見通しの失敗に議員はどのように責任をとるのか。		総務文教 産業建設			
3	スタジアムの当初予定地も亀岡駅北地区も、防災科学研究所が公表したハザードマップでは、30年以内で、震度6弱以上の地震が35%程度と予想されている。台風18号でも水没をした。このような場所でも広域防災拠点として機能するのか。		総務文教 産業建設			
4	市長の予算編成の苦労、努力はよくわかるが、絶対欠かせない義務的経費は当初予算に計上すべきである。老人福祉費の計上額は平成27年度補正後の88%に過ぎず、障害者自立支援扶助費は93%、生活保護費は95%である。それだけ減少する理由はあるのか。必要額を計上すべきであり、毎年度補正するようでは、当初予算では適正額が計上されていないと言わざるを得ない。補正予算の財源、財政調整基金取り崩しの根拠は、	当初予算の中でしっかり把握して、修正は基本的にはしないという原則である。しかし、例えば医療費において、インフルエンザのワクチンをA型が流行ると予測して予算を組んだが結果的にはB型が流行るなど当初では捕捉できない部分も出てくる。議会として説明責任を果たせるように取り組んでいきたい。	総務文教 環境厚生			
5	給食導入の件や子ども議会でも意見のあったトイレの改修について、いつまでに行うというのが示されていない。子どもにある程度投資をしなければ、将来的にふるさと納税をする気になれないのではと思う。	議会としても執行部に強く言っている。予算特別委員会としても指摘事項としてあげているところである。	総務文教			